

県内バドミントン関係者各位

長野県バドミントン協会 選手・指導者・団体登録規程および選手移籍規定の制定について

長野県バドミントン協会 会長

この度、長野県バドミントン協会は「選手・指導者・団体登録規程」および「選手移籍規定（教育的移籍基準）」を制定し、令和8年4月1日より施行いたしました。

本書は、これらの規程を制定するに至った経緯・目的・内容について、県内全ての選手・指導者・保護者の皆様にご説明するものです。

■ 1. 制定の背景と経緯

今回の規程制定は、突然新たなルールを設けたものではありません。日本小学生バドミントン連盟・中学校体育連盟が本来求めている登録要件を、長野県内で適切に実効化するために整備したものです。

そもそもの問題

長野県内においては、日本小学生バドミントン連盟の登録要件が定められているにもかかわらず、

その通りに登録チェックが行われてこなかった実態がありました。

この結果として、以下のような行為が横行していました。

- ① 指導者・保護者による選手の引き抜き・勧誘
- ② 強い選手だけを集めた実態のない「選抜チーム」の登録
- ③ 平日は別チームで練習しながら、休日のみ別チームで大会に出場すること
- ④ 指導者が複数のチームを掛け持ちして選手を操作すること

これらは日小連・中体連の規約・規定に照らして、本来認められない行為です。

小学生連盟・中体連に所属するクラブが参加する大会は、長野県バドミントン協会が主催する大会と連動しています。したがってこれらの不適切な行為を小学生連盟・中体連が認めることは、長野県バドミントン協会として認めたことと同義となり、協会としての責任が問われることとなります。

このような状況を受け、長野県バドミントン協会として、登録要件が定められているにもかかわらずチェックが行われていなかったことを問題と捉え、対応を検討することになりました。その後、半年以上にわたり、県内の実態・状況を調査しながら、小学生連盟・中体連をはじめとする各機関に確認を取りながら、選手にとって、そして長野県内の秩序を守ることによって、どのようにすることが最善かを慎重に検討してまいりました。この検討の結果を、まず令和7年2月の理事会において提案し、承認を得ました。これを受けて令和8年4月19日の臨時理事会・総会において正式に承認・施行されたものが本規程です。

■ 2. 規程の目的

本規程が守るもの

- ① 地元で毎日練習している選手たちの公平な競技環境
- ② 地道に選手を育てている指導者の努力と誠実さへの敬意
- ③ 子ども自身が本当に望む活動ができる権利
- ④ 日小連・中体連が本来求めている登録の実態

バドミントンは子どもの成長のための手段です。大会で勝つための手段ではありません。本規程は、その順番を正しく戻すために整備されました。

本規程は「新しい制約」ではありません

中学校の部活動を例に考えてみてください。

- ・ 他の学校の部活動に所属する → あり得ない
- ・ 教員が2校の部活を掛け持ちして指導する → あり得ない
- ・ 強い学校から選手を引き抜いてくる → あり得ない
- ・ 他の学校の部活に移るために転校する → 正式な手続きが必要

クラブチームでも同じことです。

本規程は、部活動では当然とされていることをクラブチームでも明確にただけです。

■ 3. 組織としての位置づけ

本規程は、長野県バドミントン協会が上部団体として制定した規程であり、小学生連盟・中体連を含む全ての下部組織に適用されます。

組織の位置づけ（上から順に）

BWF（世界バドミントン連盟）

↓

日本バドミントン協会

↓

長野県バドミントン協会 ← 本規程を制定

↓

小学生連盟・中体連

↓

各チーム・クラブ

上部組織の決定事項は、下部組織が従うものです。

各連盟・各チームが独自に「運用するかどうか」を判断する性質のものではありません。

今回 BWF の総会において競技ルール（21 点→15 点制）の変更が決定されましたが、日本バドミントン協会も長野県バドミントン協会も、この決定に従って運用します。一指導者がこの決定に異議を唱え、全県の指導者へ向けて反対運動を起こすことは誰も考えません。上部組織の決定事項に対する姿勢はどの場合も同様です。

本規程は令和 8 年 4 月 19 日に長野県バドミントン協会の臨時理事会・総会において「基本これで運用していく」として正式に承認・施行された決定事項です。なお、周知の方法については、中体連地域移行と同様、協会ホームページへの掲載をもって行いました。

■ 4. 主な規程の内容

登録規程・移籍規定の主要事項は以下の通りです。詳細は協会ホームページをご参照ください。

項目	内容
所属の原則	1 チームへの所属を基本とし、他チームへの重複登録を禁止
平日練習に基づく登録	平日も含めて継続的に練習しているチームへの登録を基本とする
実質的な二重所属の禁止	平日は別チームで練習し、休日のみ別チームで試合に出ることを禁止
指導者の掛け持ち禁止	指導者の複数チームへの重複登録を禁止
移籍の審査	年度をまたぐ別チームへの登録は移籍として審査対象
移籍が認められる事由	転居・チーム解散・指導体制崩壊・ハラスメント被害等の正当事由のみ
個人的理由の移籍禁止	「強いチームで出たい」「友達がいるから」等の個人的理由は禁止
引き抜き・勧誘禁止	指導者・保護者による他チームへの勧誘・引き抜きを禁止
子どもの意思確認	移籍申請時に子ども本人が自分の言葉で理由を記入（第三者確認）

■ 5. より高いレベルを目指す選手について

中体連地域移行の趣旨として「指導者を自分で選べるようになった」という点があります。これは「所属するチームを自分で選ぶ自由が広がった」という意味であり、本規程と矛盾するものではありません。

「選ぶ自由」と「選んだ後の責任」はセットです

年度当初に自分のレベルに合ったチームを選ぶ → これが本来の姿です

選んだ後は年度内は継続して所属する → これが組織の秩序です

本当に競技力向上を望む選手がより高いレベルの指導者のもとへ移籍することは、第 6 条⑥の審査を経て認められる場合があります。

ただし、移籍先の指導者がコーチ3以上の資格を有していること、選手本人の自由意思であること等の条件を全て満たす必要があります。

本当に子どもの競技力向上を望む指導者であれば、その子どものレベルに合った上位資格を持つチームへ送り出すことが指導者としての本来の姿です。

■ 6. 本規程について

本規程に反対する理由がある指導者へ

本規程は、選手を「育てること」を目的としています。
選手を「集めること」「勝利のために利用すること」を否定しています。

本規程の内容に反対したくなる理由があるとすれば、
それはこれまでの活動の中に本規程が禁止する行為が含まれていた
可能性があります。

今一度、ご自身の指導のあり方を振り返っていただくことをお願いします。

規程の閲覧・お問い合わせ先

全ての規程・手引きは長野県バドミントン協会ホームページに掲載しています。
個別のご質問については担当窓口（競技委員長・各連盟登録担当）へお問い合わせください。

なお、上部組織として決定した事項への意見・要望については、
次回の定期総会における正式な議題として提出いただくことが正当なプロセスです。

本規程の趣旨をご理解いただき、長野県のバドミントンが子どもたちの健全な成長を支える環境となるよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以 上

長野県バドミントン協会

令和8年4月